

6 社会保険審査官

社会保険の行政処分に対する審査請求に関する業務

① 概要

社会保険審査官は、「社会保険審査官及び社会保険審査会法」に基づき、厚生労働大臣から任命された独立した機関として設置され、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が決定した処分に対する審査請求事件について、審理を行っています。

② 実績

ア 審査請求取扱状況

	年 度	件 数	備 考
受付件数	令和2年度	1,486件	うち、前年度からの繰り越し分 484件
	令和3年度	1,170件	うち、前年度からの繰り越し分 265件
	令和4年度	1,317件	うち、前年度からの繰り越し分 228件
取下件数	令和2年度	83件	受付後に審査請求人から取下申出があった件数
	令和3年度	56件	
	令和4年度	46件	
移送件数	令和2年度	12件	受付後に管轄外であることが判明し管轄する審査官へ送付した件数
	令和3年度	14件	
	令和4年度	29件	
決定件数	令和2年度	1,126件	審査官が決定をした件数。内訳は下記イのとおり
	令和3年度	872件	
	令和4年度	942件	

イ 決定件数

年 度	却 下			容 認			棄 却			計		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度									
健康保険	10	22	9	26	30	91	236	184	137	272	236	237
船員保険	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
厚生年金	21	19	27	54	17	256	340	290	190	415	326	473
国民年金	19	20	15	26	6	5	393	284	212	438	310	232
合 計	50	61	51	107	53	352	969	758	539	1,126	872	942

【参考】

- 「却下」・・・法定期限の経過した審査請求や保険者による処分が行われていないなど、審査請求に関する要件を満たしていないため、内容を審理するに至らなかったもの
- 「容認」・・・受理した審査請求について審理した結果、請求理由を認め、原処分を取り消したものの
- 「棄却」・・・受理した審査請求について審理した結果、請求の理由がないとして請求を退けたものの